

中播磨「農福マッチングプロジェクト」業務仕様書

1. 業務名

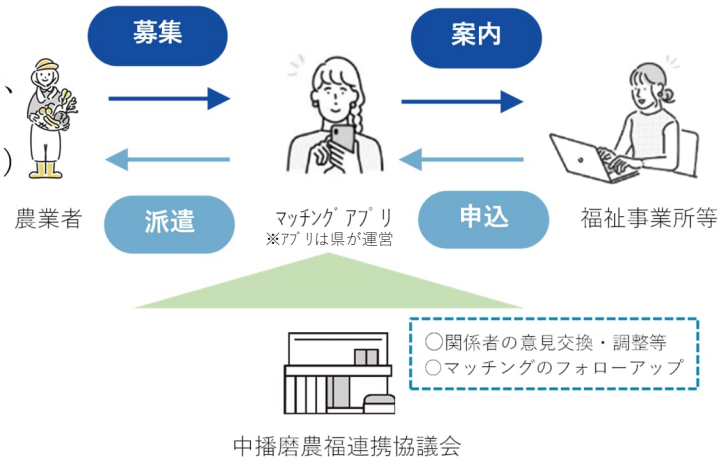
中播磨農福マッチングプロジェクト業務

2. 業務の目的

中播磨県民センターでは人手不足や後継者不足が課題となっている中播磨地域の農業者と仕事を探している福祉事業所をシステムでマッチングし、農福連携事業の推進と地域交流の活性化を目指している。

このたび農業・福祉の分野間連携、姫路市・神崎郡の地域間連携を総合的に推進するため、県、市町、農業者、福祉事業所等で構成する中播磨農福連携協議会（以下「協議会」という）を新たに設立する。

協議会体制のもと、県が作成した『農業⇔福祉マッチングシステム(仮称)』（以下「システム」という）の周知・活用、加工された農産品等を、地域内外へPRするイベント等、農福連携の普及を図る。



3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 協議会の運営に関する業務（3回程度開催）

企画、運営、議事録作成等

※日程、出席者の調整については、協議会内で行う。

(2) システムの周知及び動画撮影・編集業務

① 効果的なシステムの運用提案、広報

※システムの管理や改修及び運営は、兵庫県が行う。

② 農作業中の動画撮影及び編集

(3) 農福連携普及啓発のためのイベントの企画及び運営

農福連携事業の周知、効果的なマッチングを実現するためのイベントの実施及び記録作成

5. 著作権

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は協議会に帰属するものとする。

6. 対象経費

事業費は、人件費、宣伝広告費、その他事業費とする。

(1) 人件費

協議会運営、イベントの企画・運営、農作業の動画撮影・編集作業等に従事する者に対する人件費(賃金、社会保険料、労働保険料、交通費等)

(2) 宣伝広告費

システムの周知、イベントの広報等に係る広告費等の経費(ポスター・チラシ作成費を含む)

(3) その他事業

会場費、協議会委員への交通費(1回5～20名の予定)、協議会オブザーバーやイベントにおける講師謝金及び交通費、バス借上費、通信費、印刷費、消耗品費、機材レンタル費、旅費その他事業を実施するために必要と認められる経費

7. 留意事項

- (1) 業務の遂行状況について、随時協議会に報告を行うなど、連絡を密に行なうこと。
- (2) 原則として、受託者は本業務の一部または全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行なう場合は、協議会の指示に基づき事前に必要な手続きを行なうこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定める。仕様に関しての疑義についても同様とする。

8. 成果物

成果物の内容及び提出部数 以下の成果物等について、以下に示す部数を提出するものとする。

- ・業務委託報告書 1部
- ・成果物 電子データ 一式